

舞鶴都市計画地区計画の決定
堀地区

計 画 書

(舞鶴市決定)

令和3年3月

舞 鶴 市

堀地区 地区計画（舞鶴市決定）

堀地区 地区計画を次のように決定する。

名称		堀地区 地区計画
位置		舞鶴市字堀
面積		約 6.36ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は舞鶴市西地区の南部、舞鶴若狭自動車道の舞鶴西インターチェンジに隣接し、豊かな自然に囲まれた地区である。今後の少子高齢化による人口減少を見据え、地域一丸となってまちづくりに取り組む。</p> <p>本地区において地区計画を策定することにより、豊かな自然と調和した集落環境の保全・形成を目指し、定住環境を整え、子どもから高齢者まで幅広い世代が地域行事を通して交流を図り、将来に渡り持続可能な地域コミュニティの維持活性化を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は豊かな自然と調和した生活を維持しながら、増加傾向にある空き家の活用を促すとともに、新たな居住者を誘致するための土地利用を基本とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>生活の基礎となる市道の整備を目指し、安心・安全の生活を維持するために、地区施設を定める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>豊かな自然と調和した生活環境の保全のため、「建築物の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。</p>
地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模	<p>【道路1】幅員：6m 延長：約320m 【道路2】幅員：6m 延長：約200m 【道路3】幅員：4m 延長：約80m 【道路4】幅員：4m 延長：約90m</p>
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物 (2) 一戸建専用住宅(自己の居住の用に供するものに限る。)。ただし、都市計画法第29条第1項第2号に規定する建築物を除く。 (3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 兼用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、第10号から第13号までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以下のもの (8) 診療所又は助産所 (9) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(10) 主として当該地区整備計画区域の周辺の地域に居住している者の日常生活のため必要な物品の加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 50 m ² 以下のもの (11) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 150 m ² 以下のもの (12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 50 m ² 以下のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (13) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が 50 m ² 以下のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (14) 集会所 (15) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m ² 以下のもの (16) 前各号の建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 20
		建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 6
		建築物の敷地面積の最低限度	100 m ² ただし、既存の建築物の敷地面積が上記面積未満の場合は当該敷地面積以上とする。
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は 10m とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	周辺の環境及び景観との調和が図れるものとする。

(区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり)

【 理 由 】

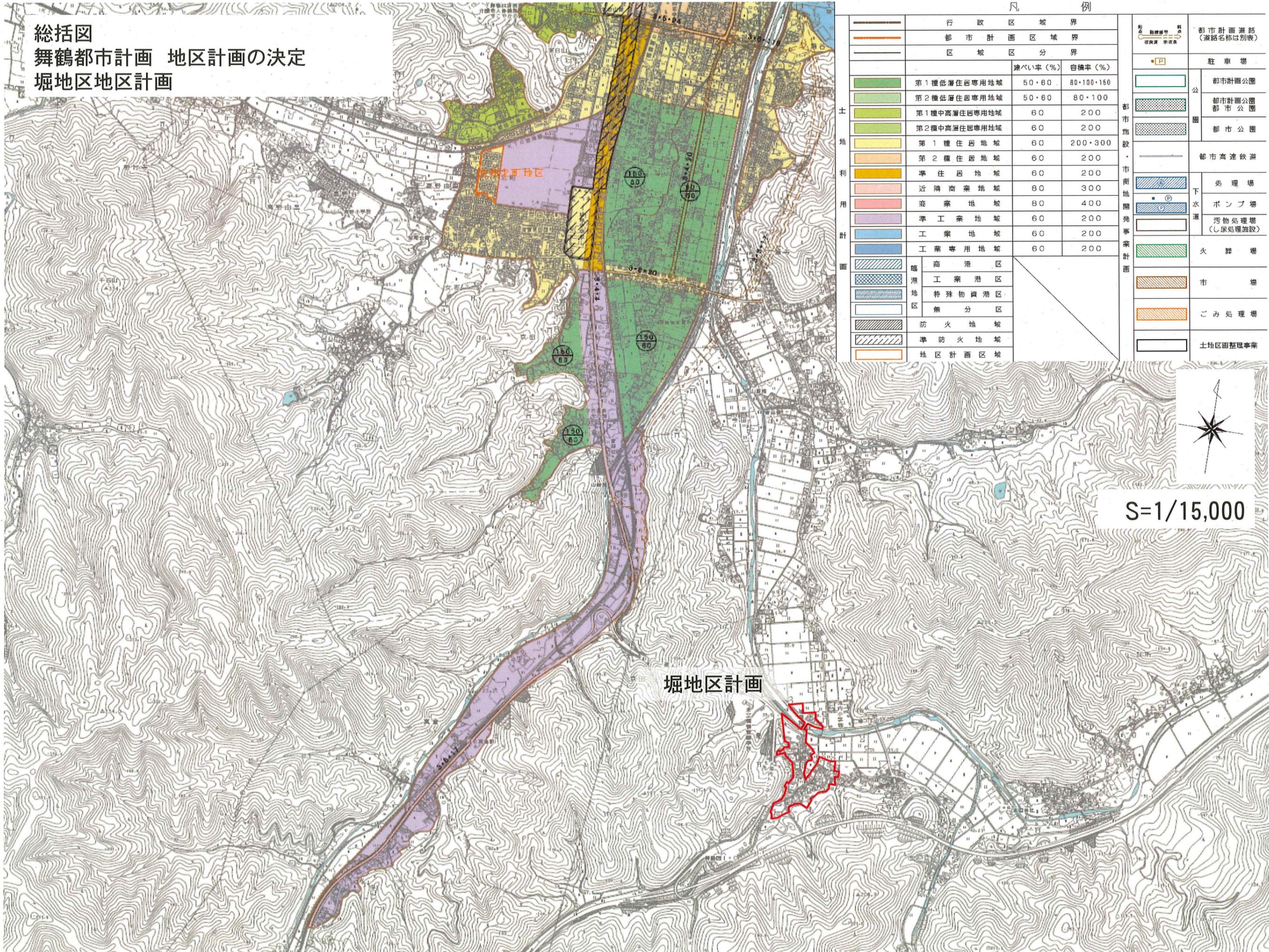
本都市計画は、市街化調整区域に位置する堀地区において、地区計画を定めることにより、豊かな自然と調和した集落環境の保全・形成を目指し、定住環境を整え、地域コミュニティの維持・活性化を図ろうとするものである。

理 由 書

舞鶴都市計画堀地区 地区計画の決定について
(舞鶴市決定)

本都市計画は、市街化調整区域に位置する堀地区において、地区計画を定めることにより、豊かな自然と調和した集落環境の保全・形成を目指し、定住環境を整え、地域コミュニティの維持・活性化を図ろうとするものである。

総括図
舞鶴都市計画 地区計画の決定
堀地区地区計画



凡 例

	行政区区域界		
	都市計画区域界		
	区域区分界		
		建ぺい率 (%)	容積率 (%)
	第1種低層住居専用地域	50・60	80・100・150
	第2種低層住居専用地域	50・60	80・100
	第1種中高層住居専用地域	60	200
	第2種中高層住居専用地域	60	200
	第1種住居地域	60	200・300
	第2種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	300
	商業地域	80	400
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200
	商港区		
	工業港区		
	特殊物産港区		
	無分区		
	防火地域		
	準防火地域		
	地区計画区域		
	都市計画道路 (道路名称は別表)		
	駐車場		
	都市計画公園		
	都市計画公園 都市公園		
	都市公園		
	都市高速鉄道		
	処理場		
	ポンプ場		
	汚物処理場 (し尿処理施設)		
	火葬場		
	市場		
	ごみ処理場		
	土地区画整理事業		

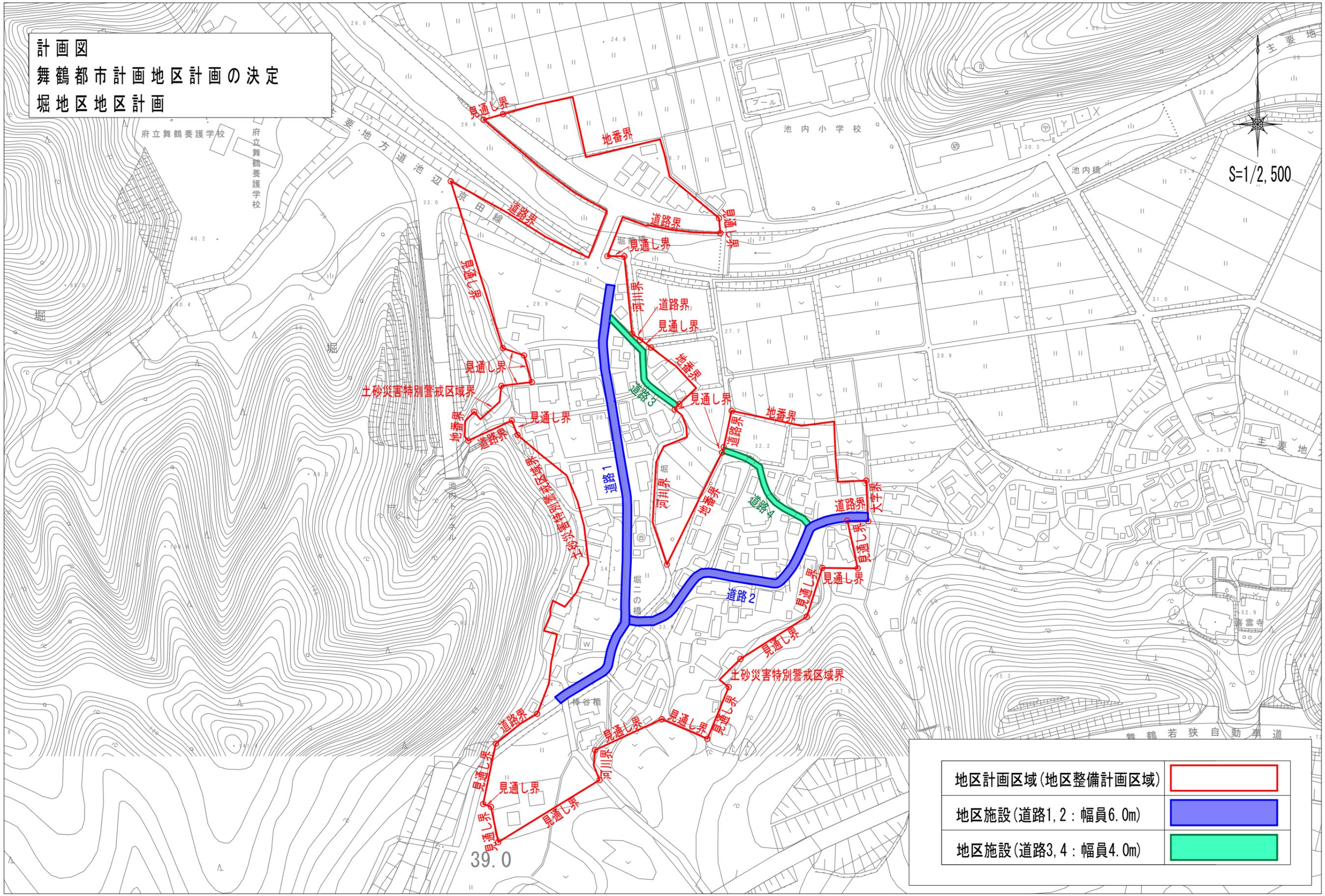


S=1/15,000

堀地区計画

計画図
舞鶴都市計画地区計画の決定
堀地区地区計画

S=1/2,500



地区計画区域(地区整備計画区域)	
地区施設(道路1, 2 : 幅員6.0m)	
地区施設(道路3, 4 : 幅員4.0m)	